

21監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成21年8月3日に福岡市長及び福岡市教育委員会委員長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年12月17日

福岡市監査委員	石川 浩二郎
同	中山 郁美
同	石井 幸充
同	大松 健

1 監査報告と措置の件数

16監査公表第7号（平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号（別冊）公表）分	・・・2件
17監査公表第5号（平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号（別冊）公表）分	・・・2件
19監査公表第12号（平成19年7月2日付 福岡市公報第5464号公表）分	・・・1件
20監査公表第8号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号公表）分	・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

16 監査公表第7号（平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号（別冊）公表）分
貸付金制度

監査の結果	措置の状況
<p>5 福岡市水道局給水工事資金</p> <p>当該融資制度の目的と市民等のニーズに乖離が生じてきていると考えられることから、給水工事資金の目的や必要性について検討を加えるとともに、水道水の管理といった点も考慮に入れながら、融資対象も含め給水工事資金の貸付制度のあり方について、検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(水道局)</p>	<p>給水工事資金融資制度については、これまで個人を対象に給水工事に必要な資金融資を行ってきたが、新たに平成21年4月より貯水槽から直結給水へ改造を行うマンション管理組合を融資対象に加え、また、取扱金融機関も現行の1行から2行に増やすなど、利用しやすい制度として見直しを図り、必要な要綱等の改正を行った。</p>
<p>7 福岡市農林業金融資金ほか1件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市農林業金融資金 <p>融資金が有効に利用されるためには、常日頃から利用状況等実態を把握するとともに利用制度のあり方について留意しておく必要がある。</p> <p>各融資金については、相当額の不用額が出てきている状況にあることや近年の融資状況が減少傾向にあることを踏まえ、貸付実績の減少の要因等について調査・分析を行うとともに利用者にとってさらに利用しやすい制度となるよう改善策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産局)</p>	<p>「福岡市農林業金融資金」については、農協等の関係機関とともに、貸付実績減少の要因や制度の改善策の検討を行ってきた。貸付減少は、農家の高齢化や後継者不足、農作物価格の低迷など、農業経営の構造的要因によるところが大きいが、融資制度について、その周知を図ることが必要であるという観点から、制度要綱集の農協各支店での配布を行うとともに、原油高騰対策など時機に応じた緊急対策の発動や、無利子化措置及び信用保証料の補助を行うことにより、利用拡大を図ってきた。さらに、平成21年度からは、融資申込に迅速に対応できるよう審査会の開催方法を見直し、時間短縮を図ることとした。</p> <p>今後も、状況に応じた利用しやすい制度となるよう改善を行っていく。</p>

17 監査公表第5号（平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号（別冊）公表）分
平成16年度行政監査（大型生涯学習施設等の管理運営について）

1 設置目的に沿って管理運営がなされているか

(1) 資料の収集・管理について

監査の結果	措置の状況
イ 収蔵品の管理について	(博物館)

<p>(7) 収蔵スペースの確保について(意見)</p> <p>福岡市博物館、福岡市美術館及び福岡アジア美術館については、市民の教育や文化の発展を促進し、また、文化遺産を保存し、継承するという役目を担っており、収蔵品の適切な管理については、博物館資料や美術館資料の収集と展示などの事業を展開していくためにも重要な業務の一つと考えられる。</p> <p>このような観点から、今後、収蔵庫の確保等収蔵品の保存のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>市の厳しい財政事情の中、新たな収蔵庫の確保は困難な状況にあり、収納方法、配置の効率化、工夫等により対応している。将来についても同様の措置を講じる。</p> <p>(アジア美術館)</p> <p>市の厳しい財政事情の中、新たな収蔵庫の確保は困難な状況にあるため、収納方法、配置の効率化、工夫等により対応を行った。</p>
--	--

19 監査公表第 12 号（平成 19 年 7 月 2 日付 福岡市公報第 5464 号公表）分
平成 18 年度行政監査（身近な公園個性化事業について）

5 監査対象公園以外の公園も含めた管理等について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(4) 公園の管理費用について</p> <p>今後も管理の対象となる公園数は増加していくことが予想される。今一度、既存の委託内容を精査し、より経済的、効率的な管理のあり方について検討されたい。</p> <p>また、市民との共働という観点から日常的な管理の望ましいあり方について検討するとともに、本市と自治会等の地域団体や公園愛護会との連携の強化を図られたい。</p> <p>さらに、今後、公園の整備に当たっては、公園の規模の妥当性、遊戯施設や休養施設、修景施設などの施設の必要性について、公園整備後の維持管理費など長期的な観点から十分検討されたい。(意見)</p>	<p>公園管理予算については、ここ数年の管理予算激減により、これまで、コスト削減の検討、実施や、管理項目の削除を含めた管理内容の見直しを行っている。</p> <p>その結果、公園の安全性、快適性を確保、維持する観点からこれ以上の管理費の削減は困難であるが、引き続き、委託内容の精査等を行っていく。</p> <p>また、効率的な管理のあり方については、平成20年度まで実施した地域内連携公園管理モデル事業の成果を踏まえ、平成21年度より地域内連携公園管理事業を実施していくこととした。</p> <p>今後の公園の整備に当たっては、公園の管理費と整備費の総合的なバランスを考慮し進めていく。</p>

20 監査公表第 8 号（平成 20 年 5 月 15 日付 福岡市公報第 5543 号 公表）分
平成 19 年度行政監査（普通財産（土地・建物）の管理について）

4 港湾局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>c 東区多の津（土地 116.35 ㎡）</p> <p>当該土地は，昭和 40 年頃の公共事業に伴い事業地の居住者の移転のために購入した土地の一部で，集会所用地として所有しているものであるが，現在まで約 40 年間，売却，貸付け等，何ら活用することなく，保有したままとなっている。</p> <p>当該土地には，簡易ガレージが 1 台分設置され，その他のスペースにも車が駐車されているなど日常的に使用されている様子であった。しかしながら，市が使用を承認した経緯（事跡）はなく，誰が，いつから使用しているのかさえ把握していない状況であった。</p> <p>現地の状況や過去の経緯を把握の上，適切な管理を行うよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（管理課）</p>	<p>地元と協議の上，簡易ガレージの撤去を完了し，更地にしたので，柵で囲み，売却可能となるまで管理地として管理していくこととした。</p>